

資格試験の実施時期別の特例措置の内容

試験の実施時期	試験日が年に一回の資格試験数	特例措置実施	特例措置の内容									特例措置未実施	
			①震災前に実施された試験の合格発表後における証明書類の提出期限延長等	②試験日の変更、追加試験の実施	③受験料の返還	④次回以降への振替、再受験	⑤試験地追加、他試験地への変更可	⑥申込期間の延長	⑦試験の一部免除に係る有効期間の延長等	⑧前年と同様の特例措置をあらためて実施	⑨その他		
平成23年3月以前	30	30	28	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0
4月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5月	5	4	0	0	0	0	4	2	0	0	1	1	
6月	6	5	0	0	1	1	2	2	0	0	0	1	
7月	6	3	0	0	0	0	0	3	0	0	1	3	
8月	15	6	0	2	0	0	1	2	1	0	2	9	
9月	14	3	0	0	0	0	2	0	1	0	0	11	
10月	16	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	13	
11月	13	5	0	0	2	2	1	1	0	0	1	8	
12月	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	
1月	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
2月	17	11	0	0	0	0	0	0	0	11	0	6	
3月	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	
合計 (23年1月～24年3月)	141	70	28	6	3	3	10	10	2	11	12	71	

- (注) 1 当省の把握結果による。  
 2 試験の実施が年に1回(一級、二級等の区分がある場合は区分ごとに年1回)のものについて作成(例えば第1次試験、第2次試験のように同一受験者が複数の試験に合格することによって資格が付与される制度の場合は、原則として、東日本大震災以降、一番初めに実施される試験(第一次試験等)の実施時期、受験者数で分類)。  
 3 今回実体把握対象となった資格制度のうち、試験年に1回のは、111制度であるが、そのうち1月から3月に実施の資格30制度については再掲しているため、合計が141資格制度となっている。  
 4 特例措置の内容については、複数計上あり。